

学生防犯ボランティア団体表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学生防犯ボランティア団体が実施する防犯ボランティア活動について、特に優れた取組を顕彰して表彰することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「学生防犯ボランティア団体」とは、大学生を中心として組織する団体であって、地域の犯罪の予防に資する活動を行う団体をいう。

(表彰の対象)

第3条 この要綱において、表彰の対象となる学生防犯ボランティア団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課安全安心まちづくり推進室（以下「警察本部」という。）で把握している団体であること。
- (2) 平均して月1回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみの会議は除く。）があり、かつ、構成員が5人以上の団体であること。
- (3) 代表者等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(表彰候補団体の推薦)

第4条 表彰候補団体の推薦は、自薦又は他薦によるものとする。

- 2 表彰候補団体を推薦しようとする者（警察署を含む）は、警察本部又は団体の活動する地域を管轄する警察署と協議の上、別に定めた期日までに、警察本部を経由して、学生防犯ボランティア団体表彰推薦書（別紙様式）を公益社団法人福岡県防犯協会連合会（以下「県防連」という。）に提出するものとする。

(表彰の決定)

第5条 被表彰団体を決定するため、選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、書類の審査を行うほか、必要に応じて推薦者に説明を求めるものとする。
- 3 被表彰団体は、前条に規定する団体の中から、選考委員会の選考を経て決定する。
- 4 選考委員会の構成は、県防連及び警察本部で構成するものとする。
- 5 審査の基準は、別に定める。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、公益社団法人福岡県防犯協会連合会表彰規程第2条（2）の防犯功労団体表彰に準じて行うものとする。

- 2 表彰は、県防連会長と福岡県警察本部生活安全部長の連名で授与する。
- 3 表彰は、原則として毎年1回行うものとする。ただし、被表彰団体の該当がない場合など、これによりがたい事情がある場合には、この限りでない。

(表彰の取消)

第7条 被表彰団体が、表彰を受けるのにふさわしくない行為を行ったときは、当該表彰を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、学生防犯ボランティア団体の表彰に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。